

富田林市は、市内での創業を応援します！

富田林市創業支援補助金



富田林市では、市内産業の発展及び地域雇用の促進を図ることを目的に、市内での創業希望者が創業までに必要な「設備経費」「広告宣伝経費」に対し補助金を交付します。

補助対象経費

- (1)設備経費
 - ・店舗または事業所の開設に伴う工事費用
- (2)広告宣伝経費
 - ・販路開拓に係る広告宣伝に必要な経費
(チラシ・パンフレット印刷費等)
 - ・ホームページ作成に係る経費
(維持管理費を除く)



補助金額

補助対象経費の2分の1以内

(1)(2)の合計で

➡ 最大50万円を補助! (但し、1事業者1回限り)

※補助金の申請については創業セミナーの参加が必要となります。

※補助対象者には条件があります。

裏面をご確認の上、利用を検討される方は事前にご連絡ください。

申請書類

- ① 補助対象経費の見積書
- ② 事業の内容が分かる書類（事業計画書、仕様書等）
- ③ 特定創業支援の証明書または確認書
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 市税に滞納がないことの証明書（納税証明書等）
- ⑥ 登記事項証明書の写し【自己所有】
- ⑦ 賃貸契約書の写し【賃貸】
- ⑧ 週4日以上営業を行う旨の宣誓書
- ⑨ 風俗営業等を行わない旨の宣誓書【飲食店のみ】



※上記以外にも別途書類を添付していただく場合があります。

補助対象者

下記①～⑪いずれにも該当する者。

- ① 本社機能を有する事業所等を本市内に設置する者。
- ② 申請時点において創業の日を迎えていない者。
- ③ 営利を目的とした事業を行う者。
- ④ 産業競争力強化法に基づき本市が策定した創業支援事業計画による支援を受けており、本市により特定創業支援の証明書又は確認書の発行を受けている者。
- ⑤ 許認可等を必要とする業種にあつては、当該許認可等を受けている者。
- ⑥ 中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を行う者。
- ⑦ 店舗、事業所等の開設に伴う工事を行う者は、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものであること。
- ⑧ 週4日以上営業活動を行う者。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業でない者。
- ⑩ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがない業種である者。
- ⑪ 犯罪等の違法な行為を手段としない者。

※上記いずれにも該当した場合であっても必ず補助金の対象になるとは限りません。



問い合わせ

富田林市産業まちづくり部商工観光課商工労働係
TEL：0721-25-1000（内線481）
FAX：0721-26-2020

